

厚生労働省は1月27日、2017年度の公的年金の支給額を2016年度から0.1%引き下げると発表した。引き下げは2014年度以来、3年ぶりである。

2016年の全国消費者物価指数が下落したことが影響したため、国民年金（基礎年金）は満額で月額6万4941円（2016年度比67円減）で、厚生年金は会社員であった夫と専業主婦のモデル世帯で月額22万1277円（2016年度比227円減）となる。2017年度4月分（実際の受け取りは6月）から引き下げられる。

年金額は賃金や物価の変動率に応じて毎年度改訂されるものだ。基準となる賃金変動率はマイナス1.1%で、物価変動率はマイナス0.1%で、賃金変動率が物価変動率を下回ったため、物価変動に合わせて年金支給額を改訂するということだ。

賃金や物価が上昇した場合に、年金の支給額を抑制する「マイクロ経済スライド」は、2017年度は発動されない。

(2017.03.21)